

令和5年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年8月10日（木）午後1時30分 から 午後2時53分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		9番	國府田	喜久男
		22番	小野田	勝男

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 24 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 25 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 26 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 27 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 28 号 買受適格証明願（3条）について
- 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

4、報告

- 報告第 29 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 30 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 31 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 32 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、9番 國府田委員、22番 小野田委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、13番 齊藤一弥委員と14番 宮崎委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。議案第24号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、2番は保留となります。

番号：3番、権利：所有権移転無償、所在：内淀字西、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：521㎡、譲渡人又は貸主：筑西市海老ヶ島、譲受人又は借主：筑西市内淀、経営面積、渡人：521㎡、受人：21,134㎡、受人の労力総数及び稼働数、2、1。

4番、所有権移転無償、寺上野字中台、畑、畑、549㎡、筑西市寺上野、筑西市寺上野、7,413㎡、1,449㎡、2、2。

5番、所有権移転無償、谷原字谷原、畑、畑、115㎡、外2筆、合計3筆、合計面積624㎡、栃木県真岡市高勢町、筑西市谷原、112,190㎡、8,566㎡、2、2。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転無償、谷原字谷原、畑、畑、93㎡、栃木県真岡市高勢町、筑西市谷原、112,190㎡、2,000㎡、1、1。

7番、所有権移転有償、関本上字三道、田、田、1,845㎡、筑西市関本上、神奈川県横浜市金沢区富岡東、3,740㎡、0㎡、1、1。

8番、所有権移転有償、下野殿字下野殿、田、田、888㎡、外1筆、合計2筆、合計面積11,005㎡、水戸市上国井町、筑西市下野殿、178,078㎡、65,956㎡、3、2。

9番、所有権移転有償、小川字松ノ木、田、田、991㎡、外11筆、合計12筆、合計面積11,314㎡、水戸市上国井町、筑西市伊讚美、178,078㎡、54,814.91㎡、2、1。

10番、所有権移転有償、向上野字作合、畑、畑、535㎡、筑西市向上野、筑西市向上野、2,123㎡、20,233㎡、2、2。

11番、所有権移転有償、井上字中兵、畑、畑、302㎡、筑西市井上、筑西市井上、1,421㎡、834㎡、1、1。

12番、所有権移転有償、上平塚字大野原、畑、畑、7,933㎡、千葉県千葉市花見川区作新台、筑西市甲、7,933㎡、9,009㎡、1、1。

13番、所有権移転無償、小川字本田浦、田、田、991㎡、筑西市二木成、筑西市茂田、2,732㎡、0㎡、1、1。

14番、所有権移転有償、関本中字中島、畑、畑、451㎡、筑西市丙、筑西市関本中、0㎡、57,979㎡、4、4。

15番、所有権移転有償、小栗字東城戸、畑、畑、1,294㎡、筑西市小栗、筑西市小栗、89,213.75㎡、1,514㎡、2、1。

16番、所有権移転有償、嘉家佐和字出口、畑、畑、523㎡、筑西市嘉家佐和、筑西市下野殿、2,814㎡、0㎡、1、1。

17番、所有権移転無償、花橋字無、畑、畑、536㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,838㎡、結城郡八千代町本郷、結城郡八千代町本郷、0㎡、32,311㎡、2、1。

次のページをお願いします。

18番、所有権移転無償、関館字新地、畑、畑、1,088㎡、埼玉県羽生市大字本川俣、筑西市関館、1,088㎡、5,222.70㎡、1、1。

19番、所有権移転有償、樋口字杉下、畑、畑、2,888㎡、筑西市樋口、筑西市樋口、0㎡、16,103㎡、2、1。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城が、3番、4番、5番、6番、10番について報告いたします。

去る7月28日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。まず、3番ですが、受人と渡人は兄弟です。渡人である兄は、父の死去に伴い現地を相続したそうです。自己住宅を建てようと考えていましたが、管理は弟である受人が行っていたそうです。今となつては、年齢的にも建てるのは難しいので、弟である受人の名義にしようと言がまとまったそうです。後日、電話で申請に間違いのないことを確認いたしました。書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なる審議をよろしく願いいたします。続きまして4番ですが、親から子への生前贈与ということでした。渡人の次男である受人の住まいの近くにある土地を、少しずつ贈与しているとのことでした。電話で受入、渡人双方に申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

次に5番ですが、渡人は、県外在住ですが、妻の実家に通って営農しています。現地は父の代から受人に貸している土地で、育苗ハウスなどが建てられており、野菜などを栽培しています。渡人は、快く贈与することでした。電話にて、双方に申請の間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

次に6番ですが、渡人は5番と同じです。この土地も渡人の父の代から受人が借りて、耕作をしている土地で、隣接する受人の土地と一緒に使っている土地だそうです。この土地は単独では小さく、耕作しづらいので、受人に快く贈与することでした。電話にて、双方に申請の間違いないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議をよろしく願いいたします。最後に10番ですが、渡人は、今まで家庭菜園をしていた土地で、高齢のため希望を縮小、受人は規模拡大を図っており、農道を挟んで反対側の受人に譲ってもらえないかと持ちかけられ、話がまとまったそうです。電話で申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

7番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18番、栗島です。

7番についてご報告申し上げます。これは、渡人の会社を作った先代が、受人の親になって、その親が亡くなって所有権移転するものです。かなり遠方からということなのですが、先代がこの地域に有限会社を立ち上げて、農産物とか米とか、主は米販売業なんですよね。白米の。それで現在、この渡人の地域で、発芽玄米を作って販売しているそうなのですが、施設が別にあって、常に米千俵は、常時貯蓄しているそうです。この農地の田んぼとしては、今も続いて耕作していますので、別に問題はないかと思えます。以上です。よろしく願いいたします。

議 長

8番をお願いします。

高島敏男
委 員

21番、高島です。

まず始めになんですが、ナンバー8番の電話番号は、全く別人に繋がりました。とりあえず、地元の関口委員にお聞きして電話した次第です。それからナンバー16番の渡人の電話番号は、現在使われていません。これはたまたま私の地区だったので、集落の連絡網で調べたら全く違う番号でした。事務局にお聞きしたいのですが、どうなのでしょうね。本当に困ります。地元の地区は分かったのですが、別の地区は分からなかったのです。前回は前々回も電話番号の件は出てきていると思うんですけど。よろしく願いいたします。ナンバー8番と16番の案件に対して報告いたします。初めにナンバー8の土地の売買の件ですが、申請地の3反歩と8反歩は、現在受人が耕作している土地です。土地所有者が高齢、又亡くなったことから、購入してくれないかと依頼があつて、中間管理機構を通し

て購入することに決めたそうです。次にナンバー16は、渡人受人とは知人でありまして、渡人の方から買ってほしいと受人の方に依頼をされて、購入するかたちになったと言っていました。どちらも書類審査にも不備がなく、聞き取りをしても問題はありませんでした。よって許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 9番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委員 去る27日に書類審査をしました。渡人は公社でありまして、何ら問題はないかと思われまして。後日、受人に電話をしたところ、間違はないとのこと、許可相当と思われまして。以上でございます。

議長 11番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員 11番と17番と18番を報告します。11番ですが、7月27日に書類審査をいたしまして、その後、双方に電話いたしました。渡人は電話に出ませんでした。受人が電話に応答していただきまして、この土地が受人の持っている土地のすぐ隣にあるようで、面積が少しなものですから、渡人の方から買って下さいということで、売買に至ったそうです。次に17番ですが、これは親子間の贈与です。無償贈与です。続いて18番ですが、渡人が受人の妹さんだそうです。以前に相続したんですが、住所が記載のとおり遠方ですので、耕作できないので本家にまた無償で戻すという案件です。いずれの案件も許可相当と思われまして、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 12番をお願いします。

飯泉孝 4番、飯泉です。

委員 12番を報告します。先月27日に書類審査を行い、後日、電話での聞き取りをしました。この渡人は、現在千葉県に住んでおりまして、今回、実家の弟さんが亡くなり、相続をしたものの、何分にも千葉県という遠方に住んでいるということもあり、手放したいとのございました。受人からは、この畑を自分で耕作すると伺いました。許可相当かと思われまして。皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議長 13番をお願いします。

永井尚子 19番、永井がご報告いたします。

委員 7月27日に書類審査を行い、後日、双方に電話確認をいたしました。渡人と受人は、親子関係でございます。渡人が施設に入所することになり、田畑を維持

していくことが困難になったそうで、子である受人が引き継ぐことになったそうです。受人は新規就農ではありますが、農地として引き継いでいくそうです。許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議長 14 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委員 14 番の申請をご報告申し上げます。申請地は、受人が以前から耕作をしてる土地です。ここにも載っているように、財産管理人からお話があり、受人が受けることになったそうです。何も問題ないと思いますので、皆様方の更なるご審議、よろしく願いいたします。以上です。

議長 15 番をお願いします。

秋山員宏 10 番、秋山が報告をいたします。

委員 先月の 28 日に書類審査を行い、後日、渡人には会って、受人には電話で、お話を聞きました。今回申請があった土地ですが、受人が 10 数年前から渡人より借りて、玉葱を作っていたそうです。受人渡人は、古くからの友人であり、渡人が今後この土地で耕作する意思がなく、受人に相談したところ、売買に至ったそうです。申請内容に不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 19 番をお願いします。

坂入進 24 番、坂入です。

委員 3 条の 19 を報告いたします。先月の 27 日に書類審査を行い、不備がないことを確認いたしました。なお後日、渡人及び受人に電話による確認を行いまして、渡人は農家ができないので、受人にお願いをするということでございました。特に問題ないと思われませんが、更なる皆様方のご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 24 号を採決いたします。

議案第 24 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 24 号は、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案書の 7 ページをご覧ください。議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 5 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：成田字北成田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,041 m²、申請人：筑西市関館、転用形態：一時転用、転用事由：農地改良、備考：許可日から令和 5 年 10 月 31 日まで。

申請地は、県立下館第一高等学校の東側約 300m、市立養蚕小学校の北側約 900 m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。申請者は市内にて農業経営を行う農家です。申請地は現況田となっておりますが、さつまいもを作付けするため畑に転換する計画であり、盛土による土地の高さの調整や土壌改良を実施するため申請するものです。

2 番、深見字古萩、田、田、799 m²、外 10 筆、合計 11 筆、合計面積 9,896 m²、筑西市茂田、堆肥作成用地。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの南側約 500m、県道筑西つくば線の東側約 600m に位置する広がりのある第 1 種農地です。申請者は市内で農業経営を行う法人です。申請地付近にある関連会社が運営するゴルフ場から発生する年間約 1,500 m³の落ち葉及び芝を自身が堆肥として使用するため、堆肥化するための用地として申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

飯泉孝
委 員

4 番、飯泉です。

1 番を報告します。先月 27 日に書類審査及び現地の確認をしました。この 1 番の案件はですね、田んぼなんですけど、状況としては、周りはほとんど家に囲まれているような状態でして。この田んぼを埋め立てまして、畑にして作物を作ると言っておりました。問題ないかと思われまして。皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

2番についてご報告いたします。去る27日に書類審査の後、現地調査に行きました。面積はかなりの面積であります。田んぼや畑というようなことでございまして、田んぼは、水路小屋があって大体分かるんですが、畑につきましては、草が繁茂しておりまして、何所から何所までだか、本当に分からないような状態でありました。後日、申請人の方に電話確認を取りましたところ、堆肥作成用地というようなことで、話を聞くことができました。本当に、もう少し中を歩いて確認をしていきかけたんですが、草が繁茂しておりまして、なかなか中に入って行けないというような状況でありました。そのようなことで、許可相当かと思われませんが、更なる審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

(16番 蓮沼俊男 委員 挙手)

議長

蓮沼委員。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼です。

番号2、今報告ありましたように、これ約1町歩の面積で堆肥作成するっていう時に、これは単なる牧草を置くだけなのか。堆肥盤をちゃんとコンクリートで作って、そこで堆肥を作るのかとか、これ意外と面積が大きすぎるもんで。果たして、実際はどういうふうに運営されるのかなと思って。質問してます。

議長

事務局。

議長

少しお待ちください。

板橋主任

今回申請の件については、堆肥盤を設けるといような話は聞いてないので、そのまま、野積というか、地べたに置くようなイメージになると思います。面積についてなんですけれども。土地の東側部分ですかね、一部が崖になっている所で、その辺りは実質的には使えない。実際の面積もちょっと下がるのかなっていうところと、あと堆肥を作るのに3カ年を要するという計画のようでした、大体土地を3分割して、1年目の堆肥、2年目の堆肥、3年目の堆肥っていうかたちで、使用する計画ということです。1年あたり、約、図面にあるんですけれども。1年目のところが40m×50mということで、概ね1年、2,000㎡。3年で合計6,000㎡になります。あとは、保管距離というか、各々場所を分けたり、通路も必要だと思いますので、そういった用地も含めて合計9,896㎡の申請ということです。

蓮沼俊男

そうすると、これを許可した場合、一応農地じゃなくなるっていうことで、よ

委員 　　ろしいですか。

板橋主任 　　そうですね。転用ですので、農地でなくなります。

蓮沼俊男委員 　　普通ね、単なる野積でやって。やる場合、完全に堆肥化して。他へね、どういうふうなかたちで搬出するか分からないですけど。野積の場合だったら、農地のままでもいいんじゃないのかと思うんですけど。この辺、どうなんでしょうね。

板橋主任 　　そうですね。
用途として、農地の場合は、あくまで作物を作付する土地が農地になりますので、それ以外の用途で使うのであれば、農地ではないという判断になるのかなと思います。実際、作物を作らない土地は、農地としての使い方では、ふさわしくないということになるかと思えますね。

蓮沼俊男委員 　　こんな言い方はちょっとね、申請人に失礼かもしれないんですけど。こちらかなり荒地で管理ができないからなのか。その辺がね、気になりまして。質問をしました。

板橋主任 　　面積が大きい土地なので、いろいろ、はい。心配というか、あると思うんですけども。その辺を踏まえて、ご審議の方をお願いいたします。

議長 　　そういうことでよろしいですか。

蓮沼俊男委員 　　はい。

議長 　　他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 　　「異議なし」

議長 　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 25 号を採決いたします。
議案第 25 号、受付番号 1 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可すること。受付番号 2 番は、30 a を超える農地転用事案となりますので、許可相当として農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取すること及び原案どおり許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数。よって議案第 25 号、受付番号 1 番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可すること。受付番号 2 番は、原案どおり許可相当として農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書の 9 ページをご覧ください。議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 5 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転無償、所在：伊讚美字下原、登記簿地目：田、現況地目：宅地、面積：342 m²、譲渡人又は貸主：筑西市伊讚美、譲受人又は借主：筑西市女方、転用事由：自己住宅。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北西側約 400m、市立下館西中学校の南西側約 700m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

2 番、賃貸借権、藤ヶ谷字鴨山、畑、雑種地、1,589 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、駐車場。

申請地は、市立関城中学校の北東側約 1.1 k m、関東鉄道常総線黒子駅の北西側約 1.7 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地の隣地に拠点を置き運送業を営む法人です。今回、車両の増加により既存の駐車場が手狭になったことから、自社近くに駐車場を設置すべく申請するものです。なお、土地の一部にすでに碎石をいれており、この件について始末書が添付されております

3 番、使用賃借権、深見字館野、山林、畑、71 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,718 m²、筑西市茂田、つくば市寺具、駐車場。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの北側約 600m、県西総合公園の南側約 1.2 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地の近接地にてスポーツ施設、レクリエーション施設等複数の事業を営む法人です。今回、慢性的な駐車場不足を解消すべく、既存施設近くに駐車場を設置すべく申請するものです。

4 番、使用賃借権、大関字宮北、畑、畑、578 m²、筑西市大関、筑西市伊佐山、自己住宅。

申請地は、市立河間小学校の南東側約 700m、県道つくば真岡線の西側約 2.5 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、将来親の介護が必要になることを考え、実家近くに自己住宅を建築すべく申請するものです。

5番、所有権移転有償、下野殿字南原、畑、畑、499 m²、筑西市下野殿、筑西市伊讚美、自己住宅。

申請地は、国道294号線の西側約900m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約1.6kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在、市内の借家にて生活しております。今回、資金計画の目途が立ったため自己用の住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転有償、関本下字下萱野、畑、畑、338 m²、筑西市関本下、筑西市藤ヶ谷、自己住宅。

申請地は、市立関城西小の東側約400m、関城支所の北西側約500mに位置する、500m以内に市役所の支所がある第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、将来の家族のことを考え自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、所有権移転無償、中上野字中島山、畑、畑、580 m²、筑西市海老ヶ島、筑西市高津、自己住宅。

申請地は、県道下妻真壁線の西側約400m、県立明野高等学校の南西側約1.9kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で夫と夫の母と生活しております。夫の母は要介護者であり、介護しやすい住宅の建築を考え申請するものです。

8番、所有権移転有償、井上字前畑、畑、畑、297 m²、外1筆、合計2筆、合計面積893 m²、東京都大田区池上、他1名、筑西市井上、資材置場兼車両置場。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約200m、市立関城東小学校の北東側約1.1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は近接地にて土木建設業を営む法人です。既存の資材置場の一つが集落内にありますが、作業音や大型車両の通行について苦情があるため、今回、新たに資材置場を設置すべく申請するものです。

9番、所有権移転有償、直井字直井、田、田、1267 m²、筑西市直井、大阪府大阪市中央区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、筑西消防本部の西側約200m、筑西警察署の北側約300mに位置する500m以内に病院、公共施設が2つあり、側道に上下水道が埋設してある第3種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

10番、所有権移転有償、樋口字大松、畑、畑、604 m²、筑西市樋口、大阪府大阪市中央区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、国道294号線の東側約200m、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北西側約300mに位置する300m以内に鉄道の駅がある第3種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

11番、所有権移転有償、藤ヶ谷字中本田、畑、畑、1,141 m²、筑西市茂田、大

阪府大阪市中央区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、市立関城東小学校の南東側約 200m、関東鉄道常総線黒子駅の西側約 800mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

12 番、所有権移転無償、船玉字明神、畑、畑、499 m²、筑西市船玉、筑西市下岡崎、自己住宅。

申請地は県道結城下妻線の西側約 500m、市立関城西小学校の北西側約 2.9 kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。
私からは、5 条の 1 番と 5 番について説明します。去る 7 月 27 日に、書類と現地調査をしています。まず 1 番については、自己住宅建設というようなことで、親子であります。両者電話で確認して、双方とも間違いないということでありませう。それから 5 番ですが、5 番については売買であります、同じく自己住宅建設であります。渡人については、仲介者がおりまして、任しているそうです。取引上は問題ないと思えます。それから受人については、渡人の子供であり、夫婦であります。共有登記にするというようなことで、双方間違いないということ、確認しております。両方、1 番と 5 番共に許可相当あると思えますが、更なるご審議をお願いします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。
7 月 27 日に書類審査及び現地調査を関城地区で行いました。私、自己都合により出席できなかったのですが、後日、事務局に書類を見せてもらって、現地も確認いたしました。2 番の申請地は、私の家のすぐ近所なのですが、運送業を営んでおりまして、親子で、親と子供でやっております。当社のために駐車場を増設したいということでの申請だそうです。書類に不備もなく許可相当かと思えます。続きまして 11 番です。こちらも現地を調査して、後日電話で確認をし、売買で間違いないということでありました。書類に不備もなく許可相当と思われませうが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

柴保
委 員 2 番、柴です。

議 長 3 番についてご報告申し上げます。去る 27 日、書類審査の後、現地調査に行きました。転用事由は、駐車場というようなことですが、申請地は、鉤の手に曲がった道路に沿った農地です。後日、電話で確認をいたしました。間違いのないことでした。許可相当かと思われませんが、更なる皆様方の審議をお願いいたします。以上です。

高島敏男
委 員 21 番、高島です。

議 長 ナンバー 4 の方は、自己住宅の件ですが、受人は、渡人の娘でありまして、受人は、アパート住まいで狭くなったので、自己住宅を考えてお父さんに相談をしたところ、実家の隣の畑を利用することに決めたそうです。私たちが確認に行った時に、自宅の長屋なんですが、長屋の西側に太い木が 10 本近くあるんですね。そのことを渡人に聞いてみたのですが、家を建てる前に、必ず伐採しないとけないということで、伐採は準備をしていますということをお知らせしました。書類審査の方にも問題ありませんでした。許可相当と思われませんが、更なる皆様方のご審議の程、よろしくをお願いいたします。以上です。

栗島和子
委 員 3 番、栗島です。

議 長 6 番をお願いします。

赤城美子
委 員 12 番、赤城が 7 番について報告いたします。

議 長 6 番と 12 番についてご報告いたします。まず 6 番ですが、先月の 27 日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人渡人の方に電話で確認しました。自己住宅の申請に間違いのないことです。次に 12 番ですが、現地調査後、後日、受人渡人の方に電話で確認しました。こちらも自己住宅の申請に間違いのないことですが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 7 番をお願いします。

赤城美子
委 員 12 番、赤城が 7 番について報告いたします。

議 長 去る 7 月 28 日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。その後、現地を確認してきました。この案件は親子での贈与です。現地は、以前に 5 条の案件で申請のあった土地と、既存の住宅の間、大体 3 m 弱ぐらいの進入路の奥の土地でした。入口に建てられていた住宅は、以前申請のあった案件で、今回の申請人の長男の住宅とのことでした。長男の家の東に母親が家を建てるとのことです。電話にて申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

7 月 27 日に書類審査後、現地を確認いたしました。この受人の方は、事務局の説明のように、ごく近くで土木建設業をしている方です。この土地なんですが、渡人の下段の方の住宅がこの土地の西側にありまして、親が住んでいたんですが、亡くなりまして、この建設業者の方に住宅の解体を依頼したのが始まりだそうで、解体を終わった時に、この隣接している土地、これと宅地を一緒に買っていただけないかという話があったそうで、その脇にこの上段の渡人、この方、下段の渡人の兄弟、親戚らしいんですが、一緒に買っていただくということで、受け人に相談したようです。受人も資材置場、車両置場で非常に困っておいりましたので、そのまま順調に売買に至ったようです。許可相当と思われれますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

9 番をお願いします。

飯泉孝
委 員

4 番、飯泉です。

9 番を報告いたします。先月 29 日に書類審査を行い、現地の確認をしました。この受人はですね、太陽光発電事業会社です。渡人のこの田んぼですが、周りが家に囲まれている状況でして、今回この太陽光発電事業、会社からの話があり、手放すことにしたとのことでした。許可相当かと思われれます。皆様方の更なるご審議の程、お願い申し上げます。以上です。

議 長

10 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。

5 条の 10 番を報告いたします。先月の 27 日に書類審査及び現地確認を行いました。なお後日、電話による確認を行いましたが、渡人が電話になかなか出てくれないというような状態でしたが、農地利用最適化推進の方が近くにいましたので、その方が知り合いだというようなことで、本人宅に行っていたいで確認をとることができました。こちら転用事由は、太陽光発電設備でありまして、樋口駅がございまして、そこから 500 メートル以内というような所でございまして、周辺もですね、太陽光発電設備がかなり立ち並んでいるところでございまして、特に問題はないと思われれますが、更なる皆様方のご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 26 号を採決いたします。

議案第 26 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 26 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 27 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

では、ご説明申し上げます。議案書の 13 ページをご覧ください。議案第 27 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：横塚字町、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：355 m²、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市横塚。

申請地は、国道 50 号線の南側約 500m、県西総合公園の北西側約 1.7 k m に位置する土地です。昭和 55 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

2 番、関本下字下萱野、畑、宅地、134 m²、宅地、住宅敷地、筑西市関本下。

申請地は、市立関城西小学校の東側約 300m、関城支所の西側約 600m に位置する土地です。20 年以上農地ではないとして課税証明書を添付し証明願が出されております。

3 番、関館字東外館、畑、宅地、208 m²、宅地、倉庫敷地、筑西市関館。

申請地は県道谷和原筑西線の西側約 1.4 k m、市立関城中学校の南東約 2.4 k m に位置する土地です。昭和 55 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

4 番、二木成字鎌田、畑、宅地、47 m²、宅地、住宅敷地、筑西市二木成。

申請地は、国道 294 号線の東側約 400m、市立下館南中学校の南東側約 600m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

5 番、成田字銭倉、田、宅地、20 m²、宅地、倉庫敷地、筑西市成田。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 40m、市立養蚕小学校の北東側約 800m に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証

明願が出されております。

次のページをお願いします。

6番、関本下字花ノ木、畑、宅地、532㎡、宅地、倉庫敷地、下妻市下妻丁。

申請地は、県道筑西三和線の北側約200m、市立関城西小学校の南西側約1.3kmに位置する土地です。昭和49年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

岩淵進

6番の岩淵です。

委員

1番の案件を報告します。先月28日、農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。現況は、40年ほど前から住宅敷地として利用されており、非農地証明に値すると判断しました。書類に不備もなく、許可相当と思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

栗島菊雄

18番、栗島です。

委員

2番と6番をご報告申し上げます。いずれも宅地内の、住宅敷地内の物件で、20年以上も前から現在の利用に至っているということで、非農地証明の発行は可能かと判断してまいりました。以上です。よろしく申し上げます。

議長

3番をお願いします。

齊藤一弥

13番、齊藤です。

委員

先月27日に書類審査後、現地を確認しました。現地確認の時にですが、この申請人がおりましたので、話を聞くことができました。倉庫、納屋ですね。農家の納屋を農地に建ててであることが分かりまして、今回は正したいということをおっしゃっていました。20年以上経過していることから、非農地証明の発行に問題ないと思っておりますが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

柴保

2番、柴です。

委員

去る27日に現地調査をしてきました。この4番の案件は、住宅内の敷地にある農地ではありますが、農作物が耕作できるような状況には、感じられませんでした。そのようなことから、非農地証明の発行は可能かと思えます。続きまして5番ではありますが、5番につきましてもブロック塀で囲まれた宅地内の場所でありまして、そこに倉庫、プレハブみたいな倉庫も建っておりまして、野菜などの作物ができるような状況では、やはりなかったように見受けられました。そのよ

うなことから、非農地証明の発行は可能かと思われませんが、更なる皆さんの審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 27 号を採決いたします。

議案第 27 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案 27 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 28 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。

なお、受付番号 2 番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号 2 番は、3 番議席 栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 30 分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

渡辺主任 それでは、説明させていただきます。議案書の 16 ページをご覧ください。議案第 28 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 5 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

番号：2 番、所在：犬塚字新道下、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：5,818 m²、受人：筑西市上野、経営面積：235,920.99、労力総数及び稼働数：3、3、公売の期日：令和 5 年 9 月 1 日。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥 13 番、齊藤です。

委員 27日に書類審査をいたしまして、後日、この受人といたしますか、証明願の受人に直接会う機会がありましたので、お話を聞きました。この土地の公売に参加したいということだったものです。受人、この本人は、人農地プランというものに認定されている方でして、大規模経営をしている方ですので、この買受に適格であると判断いたしまして、証明の発行に支障ないと判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第28号、受付番号2番を採決いたします。
議案第28号、受付番号2番は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第28号、受付番号2番は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員の除斥を解きます。

午後2時35分 解除

つづいて、受付番号1番について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。
渡辺主任 それでは、1番について説明させていただきます。番号：1番、所在：宮山字前谷、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：3,463㎡、受人：筑西市宮山、経営面積：20,909㎡、労力総数及び稼働数：2、2、公売の期日：令和5年9月1日。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

赤城美子 12番、赤城が報告いたします。
委員 去る7月28日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。後日、電話にて確認いたしました。この土地は、以前より借りて耕作していた土地だそう

です。市役所の公売の方からお話があり、参加することにしたそうです。よって、買受適格証明の発行は可能かと思われませんが、皆様方の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 28 号、受付番号 1 番を採決いたします。
議案第 28 号、受付番号 1 番は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 28 号、受付番号 1 番は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、決しました。

議 長 次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
なお、12 番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 41 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 高島補佐 それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。
議案書の 18 ページをお願いいたします。議案第 29 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 5 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 5 年 10 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。はじめに、新規につきまして説明いたします。3 年未満、筆数 14 筆、面積 15,927 m²。3 年以上 6 年未満、筆数 35 筆、面積 43,548 m²。6 年以上 10 年未満、筆数 7 筆、面積 14,754 m²。10 年以上、筆数 73 筆、面積 144,783 m²。新規の合計、筆数 129 筆、面積 219,012 m²。次に更新分になります。3 年未満、筆数 3 筆、面積 2,433 m²。3 年以上 6 年未満、筆数 67 筆、面積 92,214 m²。6 年以上 10 年未満、筆数 1 筆、面積 753 m²。10

年以上、筆数 13 筆、面積 36,721 m²。更新分の合計、筆数 84 筆、面積 132,121 m²。総合計、筆数 213 筆、面積 351,133 m²となっております。移転については、0 件です。詳細につきましては、20 ページから 29 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 29 号を採決いたします。

議案第 29 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 29 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画を決定することに、決しました。

ここで、12 番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後 2 時 45 分 解除

次に、議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、同じく高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案書の 30 ページをお願いいたします。議案第 30 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、令和 5 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 5 年 10 月 1 日になります。現況地目は田、畑です。こちらは、新規のみとなっております。更新分はございません。総合計は、筆数 14 筆、面積 34,412 m²となっております。詳細につきましては、32 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

(13 番 齊藤一弥 委員 挙手)

議 長 齊藤委員。

齊藤一弥 13 番、齊藤です。
委員 大変勉強不足で申しわけありません。教えていただきたいんですけど、議案の 29 号と 30 号の違いは、何があるの教えてください。

高島補佐 はい。30 号については、中間管理機構の部分になります。

齊藤一弥 29 号が利用権ですか。
委員

高島補佐 はい。通常の利用権です。

齊藤一弥 通常の利用権。
委員

高島補佐 はい。

齊藤一弥 分かりました。失礼しました。ありがとうございます。
委員

議 長 他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 30 号を採決いたします。
議案第 30 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 30 号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案を決定することに、決しま

した。

次に、日程第4、報告第29号から第32号を、事務局より説明願います。

事務局長
中澤課長

それでは、中澤課長よりご説明を申し上げます。

私からは報告第29号から報告第32号までを一括しましてご説明いたします。初めに33ページをお開き願います。報告第29号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和5年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

届出件数は2件でございます。こちらは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に35ページをお願いいたします。報告第30号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和5年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

届出件数は1件でございます。こちらは市街化区域内における農地転用で、貸駐車場1件の届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に37ページをお願いいたします。報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和5年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は7件でございます。これは市街化区域内における所有権移転等を伴う農地転用で、駐車場1件、道路1件、自己住宅3件、宅地分譲用地1件、太陽光発電設備1件の届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に40ページをお願いいたします。報告第32号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和5年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは合意解約の通知のありました件数、7件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和5年度第5回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年8月10日

議 長

署名委員

署名委員